

令和7年度 三重県 障害者就労施設等及び 障がい者雇用促進企業等からの物品等の調達方針

令和7年6月

障がいのある人が自立した生活を送るうえで、就労によって経済的な生活基盤を確立することは重要な要素のひとつです。

そのためには、障がい者雇用を支援することに加え、障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組が求められています。

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等から物品・役務（以下「物品等」という。）の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務づけられました。

法の規定を踏まえ、三重県（以下「県」という。）においても本方針を定めることとし、障がい者が「やりがい」と「責任」をもって働くことのできる社会の実現をめざします。そのために、優先調達の受注拡大に向けて、関係部局が連携・協力して、一層の調達拡大を進めることとします。

また、県が従来から取り組んできた障がい者雇用に積極的な企業（以下「障がい者雇用促進企業」という。）に対する優遇制度についても、障がい者の就労を促進するために必要な措置として、継続して取り組みます。

1 基本的な考え方

(1) 障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業等への発注拡大

県が物品等を調達する際は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号に基づく随意契約の活用等により、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業等（以下「対象施設等」という。）への発注の拡大に努めるものとします。

(2) 公平性・競争性の確保

対象施設等への発注にあたっては、予算の適正な使用に留意するとともに、公平性・競争性の確保に努めるものとします。

(3) 障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障がい者の就労を促進するためには、障害者就労施設等が発注者のニーズに即した物品等を提供できるよう、技術力と供給力を高めることも重要です。物品等の質の向上や情報発信等、受注拡大をめざした障害者就労施設等の取組を支援します。

2 実施機関

県の全機関（知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局（県立学校を含む）、警察本部。以下「各部局等」という。）において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象施設等

(1) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等）

(2) 障がい者雇用促進企業（障がい者の雇用促進に積極的に取り組む企業として、県に登録された事業所）

(3) 社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

4 対象物品等と調達目標

令和7年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達目標額		
	障害者 就労施設等	障がい者雇用 促進企業等	うち社会的 事業所
物品	10,700 千円 以上	800 千円 以上	—
役務	32,300 千円 以上	38,200 千円 以上	5,000 千円 以上
小 計	43,000 千円 以上	39,000 千円 以上	5,000 千円 以上
合 計	82,000 千円 以上		

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

各部局等においては、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明する等の配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 随意契約の積極的な活用

障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約を積極的に活用し、多様な分野における優先的な調達を一層推進します。

(3) 発注内容の多様化の推進

優先調達の一層の推進を図るため、印刷物等について可能な限り優先発注を検討するとともに、記念品、ノベルティグッズ、食料品（弁当、菓子等）、加工食品、清掃、花等の植栽、剪定、除草等の多様な分野における優先発注の活用について検討を進めます。特に、DX 推進に伴い、ホームページ作成、データ入力集計、テープ起こし、動画編集等の ICT 業務については、より一層の発注拡大を推進します。

(4) 受注体制の向上支援

受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導等を実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。

(5) 「共同受注窓口」の活用

障害者就労施設の受注先の相談や見積書の徴取のほか、技術的支援等を担う「共同受注窓口」を仲介窓口として活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。

(6) 関係機関との連携

市町や自立支援協議会等の関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。

(7) 障がい者雇用促進企業への優遇措置の継続

県独自の取組として、障がい者雇用促進企業に対する優遇措置にも引き続き取り組みます。また、県内の企業に向けて改めて優遇措置を広報することにより、障がい者雇用促進企業の登録増加に努め、障がい者の雇用の促進を図ります。

(8) 社会的事業所からの優先調達

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」社会的事業所からの優先調達に取り組みます。

(9) 物品等情報の公表・活用

障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、県においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、公表します。

(10) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況等を勘案して本方針の見直しを行います。